

## 令和2年第2回定例会 議決結果

番 号	議 案 名	結 果
<a href="#">議案第32号</a>	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）	原案可決
<a href="#">議案第33号</a>	鹿嶋市消防団員の任免，定員，服装等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第34号</a>	鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第35号</a>	鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
<a href="#">議案第36号</a>	市道路線の認定について	原案可決
<a href="#">議案第37号</a>	市道路線の認定，廃止及び変更について	原案可決
<a href="#">議案第38号</a>	令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号）	原案可決
<a href="#">意見書第8号</a>	新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書	原案可決
<a href="#">請願第1号</a>	国に対し，「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願	継続審査
<a href="#">請願第2号</a>	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書	不採択
<a href="#">第6号議案</a>	新可燃ごみ処理施設建設について慎重な推進を求める決議	否決

### 【議案説明】

#### 議案第32号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第5号）

##### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に，歳入歳出それぞれ1億4,058万3千円を追加し，総額304億1,590万1千円となりました。

歳入の主なものとしましては，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などによる国庫支出金の増4,734万5千円，財政調整基金繰入金などによる繰入金の増1,034万円，特別調整交付金（高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施）などによる諸収入の増991万8千円，総務債の増による市債の増7,260万円などを見込みました。

歳出の主なものとしましては，施設改修工事費などによる庁舎管理経費の増7,261万1千円，調査委託料による企画調整事務経費の増1,399万1千円，学生応援便事業753万5千円，返還金によるプレミアム付商品券事業1,962万8千円，長寿祝い膳応援事業2,247万2千円，資源回収委託料によるごみ分別収集事業の増1,137万1千円などを計上しました。

##### 2 地方債の補正について

市債は，市庁舎等整備事業について限度額を変更しました。

#### 議案第33号 鹿嶋市消防団員の任免，定員，服装等に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は，消防団員の定年年齢の引上げにより，減少傾向にある消防団員の確保を図るため，条例の一部を改正するものです。

### 議案第34号 鹿嶋市印鑑条例の一部を改正する条例

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことから、所定の要件を満たした場合は成年被後見人が印鑑の登録をすることができるよう、条例の一部を改正するものです。

### 議案第35号 鹿嶋市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

今回の改正は、茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市において新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の受付事務を行うことができるようにするため、条例の一部を改正するものです。

### 議案第36号 市道路線の認定について

今回の市道路線の認定は、浜津賀地内に整備した道路1路線及び高天原地内の開発行為に伴い帰属された道路2路線の認定をするものです。

### 議案第37号 市道路線の認定、廃止及び変更について

今回の市道路線の認定、廃止及び変更は、林地内の開発行為に伴い、道路1路線の認定、市道3470号線、市道3471号線及び市道3472号線の3路線の廃止並びに市道3473号線の終点の変更をするものです。

### 議案第38号 令和2年度鹿嶋市一般会計補正予算（第6号）

#### 1 歳入歳出予算の補正について

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,721万8千円を追加し、総額304億8,311万9千円となりました。

歳入としましては、ひとり親世帯臨時特別給付金事業費補助金による国庫支出金の増6,721万8千円を見込みました。

歳出としましては、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業6,721万8千円を計上しました。

### 意見書第8号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国が発令した改正新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言は、全国で解除されましたが、感染は完全に収まっておらず、次の感染の波がいつどのように起きるのか、予断を許さない状況であります。そのため、本市においても第2波へ備え、市民とともに強い危機意識をもって感染拡大防止の取組みを続けています。

このような状況の中、外出の自粛や観光客の減少等は続いており、観光業、飲食業、小売業をはじめ幅広い業種で今後も影響が続くと予測され、雇用の維持や従業員の生活安定など、様々な方面に関しても影響が出てくると思われます。また、小・中学校の臨時休校等による学習機会の喪失等、子どもたちへの影響も計り知れません。

このことから、正しい情報を共有し、緊張感を持って、国、県、市がそれぞれの役割と責任を明確

にしながら強力に連携し合い、全力で必要な対応を図っていかねばなりません。

よって、国及び県に対し、市民の生命と生活を守るとともに市内経済への影響が最小限になるよう、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

## 令和2年請願第1号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出 を求める請願

[請願の要旨]

①再審における検察手持ち証拠の全面開示、②再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止を内容とする「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」を貴議会において採択され、国へ提出していただきたく請願いたします。

[請願の理由]

再審は、無実の者が有罪とされた冤罪被害者を救済する最後の砦です。罪を犯していない人が、犯罪者として法による制裁を受ける。これは、冤罪です。冤罪は人生を破壊し、人格を否定すると同時に、法制度自体の正当性を失わせるものです。冤罪はあってはならないと誰しも認めることでありながら、後をたちません。

2010年、足利事件に始まり、布川事件、東電OL事件から、2016年、東住吉事件に至るまで、無期という重罰事件の再審無罪が続きました。また2014年には、袴田巖さんが47年ぶりに死刑囚監房から解放されるという歴史的な出来事もありました。そして最近では湖東記念病院人工呼吸器殺人事件で12年間服役した西山美香さんが、今年3月31日に再審無罪判決を勝ち取り、マスコミでも大きく報道されました。

しかし、これらの事件で再審開始が認められて無罪となる過程では、つねに検察による甚大な妨害が立ちはだかっていました。

その大きな壁の一つは、検察が捜査で集めた証拠を隠匿し、証拠を開示しないことです。再審請求では、無実を主張する請求人と弁護側から、新規・明白な無罪証拠を提出することが求められます。ところが、証拠のほとんどは強制捜査権を持つ警察・検察の手にあるだけでなく、当事者主義の名の下に、それらは開示する義務はないとされ、しばしば無罪証拠が隠されたまま、有罪が確定する事例が後を絶ちません。

無罪となった再審事件で、「新証拠」の多くが、実は当初から検察が隠し持っていたものであった事実には、心が凍る恐怖を覚えます。無罪証拠が当初から開示されていたら、冤罪は生まれず、当事者の人生は全く別のものとなっていたからです。

通常審では、公判前整理手続きを通じて、不十分ながらも一定の要件で証拠開示が制度化されました。しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられることとなり、法の下の平等原則さえも踏みにじられています。

次に大きな壁は、再審開始決定に対する検察による不服申立てが許されていることです。大崎事件の原ロアヤ子さん(90歳を超えました)は、検察の即時抗告、さらに特別抗告により、再審が未だ実現されていません。袴田事件は検察の即時抗告によって再審開始決定が取り消され、再審請求審が無用に長期化しています。名張毒ぶどう酒事件の奥西勝さんにいた

っては、1964年一審無罪判決、2005年再審開始決定を得ながら、検察の即時抗告、異議申立てにより、89歳で無念の獄死をとげられました。

公益の代表という検察官の法的地位からしても、裁判所の決定にいたずらに逆らい、こうした悲劇をくり返すことに、法的な制限を加える必要があることは明確です。

このように、再審における証拠開示制度の確立、検察官の上訴制限が、無辜の救済のための焦眉の課題です。

現行の刑訴法の再審の規定は、日本国憲法39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑訴法のままです。現行の再審規定のルーツである職権主義のドイツもすでに50年以上前に再審開始決定に対する検察上訴を禁止しています。

また、証拠開示については、2016年の刑事訴訟法の「改正」の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示」について検討をおこなうとしており、政府はこれをふまえ、証拠開示の制度化をおこなうことが求められています。

無辜の者を誤った裁判から迅速に救済するために、いまこそ次の点について刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求めます。

#### 【請願事項】

- 一、再審における検察手持ち証拠の全面開示。
- 二、再審開始決定に対する検察の不服申立て(上訴)の禁止。

### 令和2年請願第2号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書

#### [請願の要旨]

日頃より、貴市議会が地域住民の福祉増進、地域経済の発展に尽力されていることに敬意を表します。

さて、私たちは全国労働組合総連合(全労連)をナショナルセンターとする地方組織である茨城県労働組合総連合(茨城労連)です。私たちは、県内の労働者の生活と権利の向上を求め、非正規雇用労働者の均等待遇、最低賃金引き上げ等の実現をめざして活動しています。

昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は27円引き上がり849円になりました。しかし、この金額は全国加重平均時給(901円)に比べて52円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。東京や神奈川では、最低賃金が1,000円を超えています。

日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小支援策が不十分、の3つです。茨城県の最低賃金849円では、憲法25条が保障する「健康で、文化的な最低限度の生活」ができず、消費意欲が抑制されて地域経済に悪影響を及ぼしています。

最低賃金の引き上げは、地域経済の発展につながり、健全な社会づくりの基本であると考えています。茨城県の最低賃金が現状のようなままでは、若者や女性を多く含む非正規雇用労働者が低賃金状態におかれ、労働力の流出、地域経済を疲弊させることに繋がってしまいます。また、最低賃金が低いままでは、県内を含め全国で問題になっている人手不足をます

ます深刻化させるだけです。

以上のような理由で、貴議会において茨城県の最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。

[請願項目]

- 1 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 2 政府は、ワーキングプアをなくすため、政治決断で最低賃金を時給1,500円に引き上げること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げとセットに中小企業への具体的支援策を拡充すること。

### **第6号議案 新可燃ごみ処理施設建設について慎重な推進を求める決議**

平成30年3月に策定した一般廃棄物処理施設基本構想に基づき、令和6年度操業を目途に鹿嶋市と神栖市の2市にて建設計画が進められている「新可燃ごみ処理施設」においては、その基本構想に記載の無い中継施設等の整備も必要となることが決定しているにも拘らず、そのごみ処理施設に係る全体での事業計画及び維持費等が未だ明確にされていません。

従って、その全体事業費も不透明であることから、将来の鹿嶋市財政にどの程度影響を及ぼすのか、そして現建設計画が鹿嶋市民にとって最も経済性及び利便性含めた総合的に最善策なのか精査できずに事業が進められるという異例な状態が継続しており、議会が市政の監視機能を果たすことが出来ないことに危機感を感じています。

今後数十年にわたって市民が利用していく必要かつ重要なこのごみ処理施設は、財政負担も約20年の起債と維持費は操業する限り続いていくことから、経済性や市民利便性における最善策にするべく最大限の慎重審議をしていくことが肝要です。

よって、未だ不透明な計画及び昨今の環境変化も含めて新可燃ごみ処理施設全体の事業計画及び財政負担について全て明確にし、適切な再精査をすることで後世への著しい負担を避け、今後とも安定したごみ処理サービスの提供が図れる持続可能なごみ処理行政を本市に求め、決議しようとするものです。